

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和 2 年 1 月 10 日 10 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 5 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 6 号 下限面積(別段の面積)の設定について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名

出席 10名

欠席 2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畠中 安生	出	9番	山本 一彥	出
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	欠	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸

係長 湯越 恵子

小木戸 幸江

開会の宣言

事務局 只今から令和2年1月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は9番山本一彦委員と、10番我毛真一委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は10件でございます。9件は所有権移転に関するもの、残り1件は利用権設定に関するものです。
「議案第1号、通り番1を、議案書をもとに朗読」全10件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番3については、7番委員に関係する議事があります。退室していただき議事進行をしたいと思いますので宜しくお願ひいたします。

(7番委員退室)

通り番3

12番委員発言 通り番3に関連して、通り番1と2も一緒に説明したいと思います。

通り番1と2について、場所は鳥越の譲受人 [REDACTED] の自宅前の農地です。[REDACTED] と [REDACTED] はお互いに農地の利便性をはかるため贈与にて農地を取得するものです。農地の集積、集約からみても特に問題はないものと思われます。

通り番3について、場所は [REDACTED] の自宅から北側の農地です。貸付人 [REDACTED] の農地を借受人 [REDACTED] が1年間の使用貸借にて農地を耕作管理するものです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1から3について、委員の説明が終わりました。委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、7番委員の入室をよろしくお願ひいたします。

(7番委員入室)

議長 つづきまして、通り番4について地元委員の説明をお願いいたします。

通り番4

12番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が贈与にて所有権移転するものです。[REDACTED] は愛知県に在住するために弟である [REDACTED] が耕作管理するものです。

場所は [REDACTED] の家に隣接する農地です。農地の利便性から特に問題はないものと思われます。間違いありません。宜しくご審議お願いします。

議長

議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長

ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

10番委員発言 通り番5について説明いたします。

通り番5について、場所は新町団地の東側の農地です。譲渡人 [REDACTED] は大分市に在住で、耕作管理が出来ないため、譲受人 [REDACTED] に贈与するものです。特に問題も無く、間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長

議案第1号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長

ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番6について、地元委員の説明をお願いします。

通り番6

9番委員発言 通り番6について説明いたします。

通り番6について、譲渡人 [REDACTED] は北九州市に在住で耕作管理が出来ないので、妹である譲受人 [REDACTED] に贈与するものです。場所は譲受人の自宅横の農地です。農地の利便性からも特に問題はないものと思われます。間違いありません。宜しくご審議お願いします。

議長

議案第1号の通り番6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長

ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番7について、地元委員の説明をお願いします。

通り番7

2番委員発言 通り番7から9について関連がありますので一緒に説明いたします。

通り番7について、場所は譲受人 [REDACTED] の自宅前の農地です。

譲渡人 [] は耕作管理が出来ないので、[] に売買するものです。特に問題はないものと思われます。

通り番8について譲渡人 [] と [] は耕作管理ができないので、譲受人 [] に売買するものです。場所は [] が購入した農地に隣接する農地です。

通り番9について場所は通り番8に隣接する農地です。譲渡人 [] が耕作管理が出来ないので譲受人 [] が購入するものです。通り番7から9については、譲受人の農地は [] に農地を売買したこと、耕作面積が減少したため新たに農地を購入した案件になります。農地を集積する事でお互いに利便性が良くなつたため特に問題はないものと思います。間違いありませんので宜しくご審議お願ひいたします。

議長 議案第1号の通り番7から9について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番10について、地元委員の説明をお願いします。

通り番10

2番委員発言通り番10について説明いたします。

通り番10について、譲受人 [] が譲渡人 [] ほか13名との間で、以前3条の使用貸借で許可を受けた農地を購入するものです。場所はたまごの里に隣接した農地です。特に問題ないものと思います。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番10について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から10は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から10について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は2件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から2を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説

明及び意見をお願いします。

通り番1

6番委員発言 許可申請の通り番1と2について説明いたします。

通り番1について、場所は三毛門駅の西側の農地です。申請人 [REDACTED] は退職して1人暮らしの母親を見る為に、実家の横に自己住宅を建設するものです。

通り番2について、場所は三毛門駅より200m南の住宅地に囲まれた農地です。現地はすでに倉庫が建っており始末書もついております。申請人 [REDACTED] の父はすでに老人ホームに入居しており、[REDACTED] が自宅にもどり一帯として駐車場等に利用するものです。通り番1と2は都市計画法で規定する用途地域であるため、特に問題はないと思われます。間違いありません。よろしくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1と2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1と2は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1と2について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は7件でございます。

「議案第3号、許可申請の通り番1から7を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

7番委員発言 許可申請の通り番1について、説明いたします。

通り番1について、場所は畠中の角田川を渡った海側にある農地です。譲受人 [REDACTED] は空き家を購入し隣接農地を駐車場に転用しました。今回譲渡人 [REDACTED] の農地を贈与にて建築資材を置くため利用するものです。特に問題はないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

11番委員発言 通り番2から4について説明いたします。

通り番2と3について、譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が購入し、太陽光発電施設を設置するものです。場所は宇島公民館の北側の農地で、以前より農地が荒れて草刈り等の相談があった場所です。

通り番4について、譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が購入し太陽光発電設備を設置するものです。場所は宇島公民館の北側の農地です。通り番2、3と同様に都市計画法で規定される用途地域であるため特に問題も無いものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番2から4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

6番委員発言 通り番5から7について一緒に説明いたします。

通り番5について、譲渡人 [REDACTED] の農地を贈与にて譲受人 [REDACTED] が敷地拡張するものです。[REDACTED] と [REDACTED] は親子関係にあります。現地はすでに宅地の一部となっており、始末書も添付されています。

通り番6について貸付人 [REDACTED] の農地を孫の夫である借受人 [REDACTED] が使用貸借で一部を進入路とし、自己住宅を建設するものです。

通り番7について、譲渡人 [REDACTED] の農地は住宅を建設しようとする譲受人 [REDACTED] の農地に隣接してあるため、自己住宅用地とするものです。場所は三毛門小学校の南西にある農地であり、[REDACTED] の自宅の裏に [REDACTED] が自宅を購入するものです。

通り番5から7については都市計画法で規定される用途地域であるため特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番5から7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から7は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1から7について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第5号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明交付申請は1件でございます。
「議案第5号、非農地証明交付申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第5号について事務局の朗読と説明が終わりました。事務局の説明及び意見をお願いいたします。

通り番1

10番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。
通り番1について、場所は千束保育園の南側の農地です。1月7日の地区審査会終了後に事務局、谷崎委員、私とで現地確認に行きました。現地は整地しており、水道管及び排水溝もすでに設置していました。申請地は昭和62年に [REDACTED] が建売住宅を建設するために農地法5条の許可を受け造成をおこなっていました。しかし、20年以上経過した現在まで地目変更をしていませんでした。このため、今回地目変更をするために非農地証明交付申請の提出がなされていますが、特に問題はないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第5号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は非農地として判断しておりますが、その他委員の意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第5号非農地証明交付申請の承認について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決いたします。

議長 議案第6号 下限面積（別段の面積）の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 下限面積（別段の面積）の設定について説明いたします。

平成21年の法改正後に、適正な事務実施ということで毎年この設定について確認、審議することとなっております。

農地法施行規則第17条第1項の適用についてですが、方針としましては、現行の30アールの変更は行いません。理由としましては、2015年の農林業センサスにおいて算出根拠となる数値が示されていないため、2020年の農林業センサスで示される数値を基に下限面積修正の必要性を審議することとしています。

農地法施行規則第17条第2項の適用についてですが、空き家に付随した農地について、現行の設定面積を1アールの変更は行いません。理由としましては、平成29年12月の定例総会で空き家に付随した農地について設定面積を決定しましたところ、農地の保全や有効利用等一定の効果が図られていることから、引き続いて適用するものです。

議長 事務局から説明がありましたが、何か意見・質問はございませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第6号の下限面積（別段の面積）の設定について、原案通り可決いたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって1月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言

10時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

令和 2 年 1 月 21 日

議長

松本亮介



9番委員

山本一彦



10番委員

城毛真一

